ひとり親のご家庭へ、大切なお知らせ

基本給付の支給を受けたひとり親家庭の方へ

追加給付の申請はお済みですか？

なりたひとり親家庭応援給付金
ひとり親世帯臨時特別給付金

基本給付の支給を受けた方で
新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方は、

さらに、１世帯当たり５万円が受け取れます

＊追加給付の場合、申請書の提出のみで添付書類は必要ありません。

お早めに支給要件をご確認ください！

支給対象となる方

- 基本給付の支給を受けている。
  - ▶ 基本給付を申請中の場合も対象となります。
  - ▶ 追加給付の対象者については、裏面をご確認ください。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した。
  - ▶ 収入の減少額や減少割合に一律の基準はありません。
  - ▶ 内定が取り消された、求職活動に影響があったなど、新型コロナウイルス感染症の影響が無ければ得られていたはずの収入が得られなかった場合も対象となります。

＊支給要件など給付金に関する疑問は、下記までお問い合わせください。

●厚生労働省「ひとり親世帯臨時特別給付金」
コールセンター：0120-400-903（受付時間　平日9:00～18:00）
FAX：03-6740-2297（**24時間受付**）※聴覚に障がいがある方や電話での問い合わせが困難な方
●成田市役所「なりたひとり親家庭応援給付金・ひとり親世帯臨時特別給付金」
健康こども部子育て支援課：0476-20-1538（受付時間　平日8:30～17:15）

追加給付の支給手続き

▶ 追加給付の支給を受けるためには、**申請が必要**です。

▶ 申請書に必要事項を記入して、**窓口に直接**または**郵送**でご提出ください。

▶ 給付金の支給要件に該当する方に対し、申請内容を確認して、基本給付の申請時に指定された口座に**可能な限り速やかに**振り込みます。

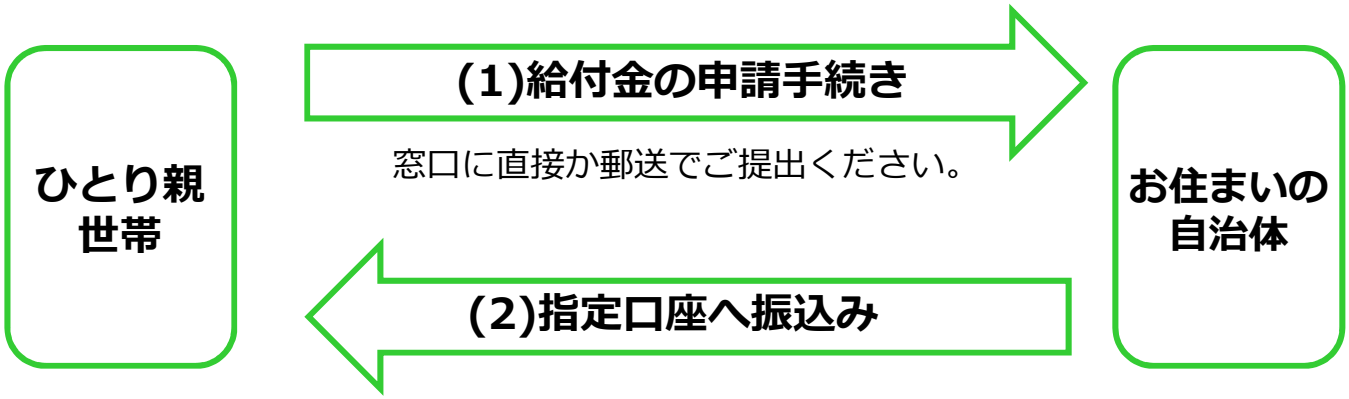

追加給付の対象者

■ 以下のいずれかに該当する方

① 令和２年６月分の**児童扶養手当受給者**で**基本給付の支給を受けた方**

② **公的年金等**※1**を受給**しており、令和２年６月分の**児童扶養手当の支給が全額停止される方**※2で**基本給付の支給を受けた方**(**これから基本給付の申請を行い、給付金の支給を受ける予定の方**も対象です。)

※1　遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

※2　既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、**児童扶養手当の申請をしていれば、令和２年６月分の児童扶養手当の支給が全部又は一部停止されたと推測される方**も対象となります。

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110)）にご連絡ください。